

独立行政法人地域医療機能推進機構契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第58条の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構の契約の適正を期するため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、監事及び外部有識者で構成する。

2 外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た者とする。

3 委員は理事長が指名する。

4 委員の任期は、理事長が指名した日から当該指定の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任任期とする。

5 委員は、再任されることができる。

(開催)

第3条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 委員会の議事概要については、委員会の終了後速やかに、公表する。

(審議案件及び審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検

二 競争性のない随意契約（会計規程第52条第5項の規定により随意契約によることができる場合を除く。）における随意契約事由の妥当性

三 一般競争入札等の契約案件のうち、締結した契約が一者応札・一者応募となったものについて、競争性を確保する方策の妥当性

四 一般競争入札等の契約案件のうち、締結した契約の落札率が100%となったものについて、予定価格の設定に関する妥当性

五 委員会で審議した事項に係る改善状況のフォローアップ

六 その他委員会が審議を要すると認めた契約

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わるができない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、本部内部統制・監査部監査課において行う。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年要領第04号)

(施行期日)

この規程は、平成27年12月10日から施行する。